令和７年度　第１回富山県私立学校審議会

日　時：令和７年７月４日（金）
１３：３０～１５：００
場　所：富山県民会館　７０２号室

次　　第

１　諮問事項
(1) 私立高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について
(2) 学校法人清水町幼稚園の解散の認可について
(3) 富山医療福祉専門学校の目的の変更の認可について

２　その他

【配付資料】
資料No.１　私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について(諮問)
資料No.２　私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表
資料No.３　学校法人清水町幼稚園の解散の認可について
資料No.４　富山医療福祉専門学校の目的の変更の認可について

参考資料１　富山県私立学校審議会規程、運営内規
参考資料２　私立学校法(抜粋)、学校教育法(抜粋)
参考資料３　令和６年度第３，４回富山県公私立高等学校連絡会議の開催結果

令和７年度　第１回富山県私立学校審議会　座席表

日時：令和７年７月４日(金)
13:30～15:00
場所：富山県民会館　７０２号室

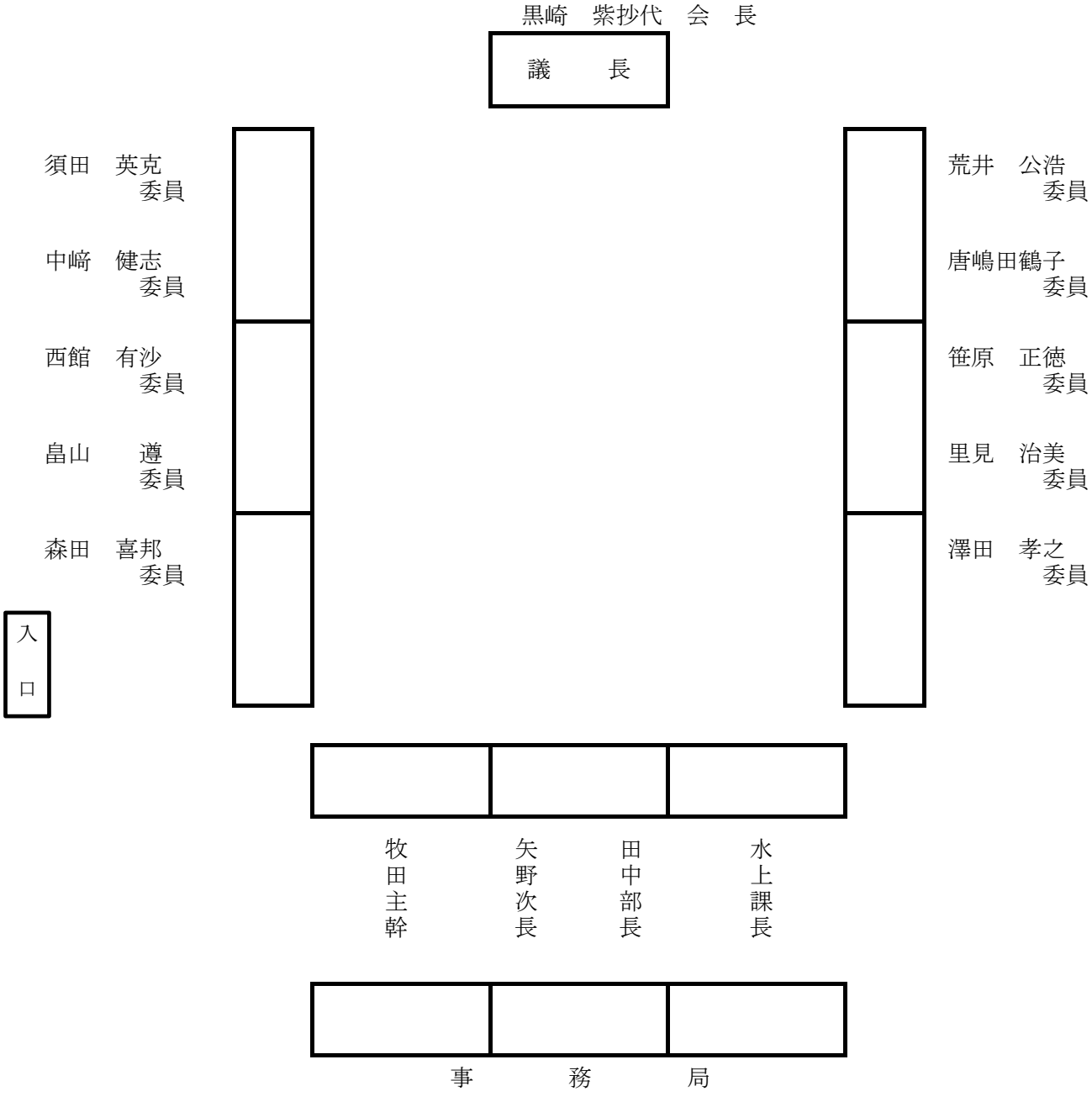

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

令和７年７月４日現在

	氏　　名	現　　職	備考
1	荒　井　　公　浩	（学）荒井学園理事長 富山県私学振興会副理事長	
2	唐　嶋　田　鶴　子	(学)福野青葉幼稚園理事長･園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
3	黒　崎　紫　抄　代	富山県人事委員会委員	会　長
4	笹　原　正　徳	（学）和楽学園学園本部長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
5	里　見　治　美	(学)富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
6	澤　田　孝　之	（学）富山第一高等学校 富山第一高等学校　校長	
7	島　田　好　美	富山経済同友会教育を考える委員会委員 (株)島田商店　会長	
8	須　田　英　克	（学）神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会長 富山県私学振興会理事	
9	中　﨑　健　志	富山県教育委員会　教育次長・教育みらい室長	
10	西　館　有　沙	富山大学教育学部共同教員養成課程准教授	
11	畠　山　　遵	（学）華聴学園理事長 認定こども園こばと幼稚園園長 富山県私立幼稚園・認定こども園協会長	
12	森　田　喜　邦	富山県立大学参与	会長代理

以上１２名

資料No. 1

学振第１５９号
令和６年７月３日

富山県私立学校審議会
　会長　　黒崎　紫抄代　　殿

富山県知事　新田　八朗

私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第７条第１項、同法第109条第４項及び同法第152条第１項において準用する同法第７条第１項の規定により、認可の可否について意見を求めます。

記

事　　項	申　請　者	認可の根拠規定
不二越工業高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東石金町７番５号 学校法人不二越工業高等学校	学校教育法第４条第１項 学校教育法施行令第23条第１項第12号
龍谷富山高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市赤江町２番10号 学校法人藤園学園	
高岡第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市戸出石代307番地３ 学校法人高岡第一学園	
富山第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市向新庄町五丁目１番54号 学校法人富山第一高等学校	
高朋高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東富山寿町一丁目１番39号 学校法人神通学館	
高岡向陵高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市石瀬281番地１ 学校法人荒井学園	
新川高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について		
高岡龍谷高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市古定塚４番１号 学校法人清光学園	
学校法人清水町幼稚園の解散の認可について ※（解散時期）認可の日から	富山市清水町８丁目１番21号 学校法人清水町幼稚園	私立学校法第109条第３項
富山医療福祉専門学校の目的の変更の認可について	滑川市柳原149番地９ 社会福祉法人周山会	学校教育法第130条第１項

私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>○不二越工業高等学校学則
第１６条　生徒の収容定員を次の通り定める。
科　名　収容定員
本科　情報機械科　４１０名
専攻科　機械工学科　５０名
計　４６０名

附　則
１．この学則の改変には学校法人不二越工業高等学校理事会の承認を受けねばならない。
２．令和７年度における本校の入学定員及び収容定員は第１６条の規定にかかわらず次の通りとする。
<table><tr><th>区分</th><th>学科</th><th>令和７年度</th></tr><tr><td>入学定員</td><td>情報機械科</td><td>１３５</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>情報機械科</td><td>４１０</td></tr></table>この学則は、令和７年４月１日から施行する。</td>
<td>○不二越工業高等学校学則
第１６条　生徒の収容定員を次の通り定める。
科　名　収容定員
本科　情報機械科　４０５名
専攻科　機械工学科　５０名
計　４５５名

附　則
１．この学則の改変には学校法人不二越工業高等学校理事会の承認を受けねばならない。
２．令和８年度における本校の入学定員及び収容定員は第１６条の規定にかかわらず次の通りとする。
<table><tr><th>区分</th><th>学科</th><th>令和８年度</th></tr><tr><td>入学定員</td><td>情報機械科</td><td>１３５</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>情報機械科</td><td>４０５</td></tr></table>３．この学則は、令和８年４月１日から施行する。</td>
<td>収容定員の減</td>
</tr>
<tr>
<td>○龍谷富山高等学校学則
第１５条　本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。
<table><tr><th>区分</th><th>学科</th><th>人数</th></tr><tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>２５０</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td>７６０</td></tr></table></td>
<td>○龍谷富山高等学校学則
第１５条　本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。
<table><tr><th>区分</th><th>学科</th><th>人数</th></tr><tr><td>入学定員</td><td>普通科</td><td>３００</td></tr><tr><td>収容定員</td><td>普通科</td><td>８００</td></tr></table></td>
<td>入学定員、収容定員の増</td>
</tr>
</table>

資料No.２

<table>
<tr>
<td>附　　則
令和６年７月２３日　定員及び収容定員の変更
この学則の一部変更は、令和７年４月１日から施行する。</td>
<td>（同左）

附　　則
令和７年　月　日　定員及び収容定員の変更
この学則の一部変更は、令和８年４月１日から施行する。</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>○高岡第一高等学校学則
第１１条　本校の生徒収容定員は普通科７１５名とする。

附　　則
１．令和７年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。
単位（名）
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td>入　学　定　員</td><td>普　通　科</td><td>２３０</td></tr>
<tr><td>収　容　定　員</td><td>普　通　科</td><td>７１５</td></tr>
</table>
２．この学則は令和７年４月１日から改正施行する。</td>
<td>○高岡第一高等学校学則
第１１条　本校の生徒収容定員は普通科７００名とする。

（同左）

附　　則
１．令和８年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。
単位（名）
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>令和８年度</td></tr>
<tr><td>入　学　定　員</td><td>普　通　科</td><td>２３０</td></tr>
<tr><td>収　容　定　員</td><td>普　通　科</td><td>７００</td></tr>
</table>
２．この学則は令和８年４月１日から改正施行する。</td>
<td>収容定員の減</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>○富山第一高等学校学則
第１０条　本校の収容定員は、１，１７５名とする。

附　　則
１、この学則は、令和７年４月１日から施行する。
２、令和７年度以降の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

<table><tr><td>収容定員（普通科）</td><td>入学定員（普通科）</td></tr><tr><td>１，１７５名</td><td>３９０名</td></tr></table></td>
<td>○富山第一高等学校学則
第１０条　本校の収容定員は、１，２００名とする。

（同左）

附　　則
１、この学則は、令和８年４月１日から施行する。
２、令和８年度以降の入学定員及び収容定員は、第１０条の規定にかかわらず次の通りとする。

<table><tr><td>年度</td><td>収容定員（普通科）</td><td>入学定員（普通科）</td></tr><tr><td>令和８年度</td><td>１，１８０人</td><td>４００人</td></tr><tr><td>令和９年度</td><td>１，１９０人</td><td>４００人</td></tr><tr><td>令和１０年度</td><td>１，２００人</td><td>４００人</td></tr></table></td>
<td>入学定員、収容定員の増</td>
</tr>
<tr>
<td>○高朋高等学校学則
第三条　部科及び課程の組織
一　普通科とする。
二　学年制による課程（以下、「学年制」という。）及び
単位制による課程（以下、「単位制」という。）を置く。
２　修業年限は、三ヵ年の全日制とする。
３　収容定員は、三百三十名とする。</td>
<td>○高朋高等学校学則
（同左）</td>
<td>収容定員の減</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>附　　則
４７　この学則の施行は、2025年四月一日からとする。
但し、2025年４月１日から2026年３月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、第三条第３項の規定にかかわらず次の通りとする。
2025年度　入学定員　９０名　収容定員　２９０名
４８　この学則の施行は、2025年四月一日からとする。
４９　この学則の施行は、2025年六月一日からとする。</td>
<td>（同左）

５０　この学則の施行は、2026年四月一日からとする。
但し、2026年４月１日から2027年３月31日迄における各年度の入学定員及び収容定員は、第三条第３項の規定にかかわらず次の通りとする。
2026年度　入学定員　９０名　収容定員　２８０名</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>○高岡向陵高等学校学則
第４条　本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程
<table><tr><th>学科名</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>昼夜間別</th></tr><tr><td>普通科</td><td>３年</td><td>２００名</td><td>５６５名</td><td>昼間</td></tr></table>
附　　則
１．この学則は令和７年４月１日から施行する。</td>
<td>○高岡向陵高等学校学則
第４条　本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程
<table><tr><th>学科名</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>昼夜間別</th></tr><tr><td>普通科</td><td>３年</td><td>２２０名</td><td>６１０名</td><td>昼間</td></tr></table>
附　　則
１．この学則は令和８年４月１日から施行する。</td>
<td>入学定員及び収容定員の増</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>○新川高等学校学則
第４条　本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制課程
<table><tr><th>学科名</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>昼夜間別</th></tr><tr><td>普通科</td><td>３年</td><td>９５名</td><td>３２０名</td><td>昼間</td></tr></table>
附　　則
１．この学則は令和７年４月１日から施行する。</td>
<td>○新川高等学校学則
第４条　本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制課程
<table><tr><th>学科名</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th><th>昼夜間別</th></tr><tr><td>普通科</td><td>３年</td><td>９０名</td><td>２９０名</td><td>昼間</td></tr></table>
附　　則
１．この学則は令和８年４月１日から施行する。</td>
<td>入学定員及び収容定員の減</td>
</tr>
<tr>
<td>○高岡龍谷高等学校学則
第４条　本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。
通常課程
普通科　第１学年　２００名
調理科　第１学年　　４０名
計　２４０名
収容定員合計　７４５名

附　　則（令和６年５月３０日）
１．この学則は、令和７年４月１日から適用する。
２．第４条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。
<table><tr><th>全日制課程</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>普 通 科</td><td>１７５名</td><td>４６０名</td></tr><tr><td>調 理 科</td><td>０名</td><td>８０名</td></tr><tr><td>計</td><td>１７５名</td><td>５４０名</td></tr></table></td>
<td>○高岡龍谷高等学校学則
（同左）

（同左）</td>
<td>入学定員及び収容定員の増
※全体として</td>
</tr>
</table>

通信制課程	入学定員	収容定員
普 通 科	８０名	８０名
計	８０名	８０名

（同左）

附　　則（令和７年５月３０日）

１．この学則は、令和８年４月１日から適用する。

２．第４条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。

全日制課程	入学定員	収容定員
普 通 科	１８０名	４９５名
調 理 科	０名	４０名
計	１８０名	５３５名

通信制課程	入学定員	収容定員
普 通 科	８０名	１６０名
計	８０名	１６０名

私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更の認可について

私立高等学校　令和８年度収容定員一覧

【全日制】

（単位　人）

学校名	学科名（大学科・小学科）		令和８年度収容定員	各学年定員			（参考）７年度収容定員	備考
				１学年	２学年	３学年		
不二越工業	工業	情報機械	405	135	135	135	410	
龍谷富山	普通		800	300	250	250	760	
高岡第一	普通		700	230	230	240	715	
富山第一	普通		1,180	400	390	390	1,175	
高朋	普通		280	90	90	100	290	
高岡向陵	普通		610	220	200	190	565	
新川	普通		290	90	95	105	320	
高岡龍谷	普通		495	180	175	140	460	
	調理		40	0	0	40	80	
富山国際大学付属	普通		750	250	250	250	750	認可申請なし（変更なし）
片山学園	普通		320	105	105	110	325	認可申請なし（5名減）
合計			5,870	2,000	1,920	1,950	5,850	

※R7の学則に、附則としてR9までの経過措置（110→105名への収容定員変更）が記載されており、新たに認可を受ける必要がないため

【通信制】

（単位　人）

学校名	学科名（大学科・小学科）	令和８年度収容定員	各学年定員			（参考）７年度	備考
			１学年	２学年	３学年		
高岡龍谷	普通	160	80	80	0	80	

私立中学校　令和８年度収容定員一覧

（単位　人）

学校名	学科名（大学科・小学科）	令和８年度収容定員	各学年定員			（参考）７年度	備考
			１学年	２学年	３学年		
片山学園	普通	240	80	80	80	240	認可申請なし（変更なし）

富山県私立中学校・高等学校在籍生徒数（各年4月1日現在）
「富山県教育関係職員録」（富山県学校生活協同組合編）より　　（単位：名）

【全日制】

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
不二越工業	1	118	123	111	126	121
	2	172	118	122	104	115
	3	137	168	116	119	102
	計	427	409	349	349	338
龍谷富山	1	255	251	267	265	291
	2	180	237	232	255	255
	3	262	176	232	221	243
	計	697	664	731	741	789
高岡第一	1	194	187	154	187	154
	2	218	192	181	140	178
	3	240	219	190	175	138
	計	652	598	525	502	470
富山第一	1	434	411	396	432	434
	2	387	430	391	384	414
	3	407	374	416	378	381
	計	1,228	1,215	1,203	1,194	1,229
高朋	1	99	70	71	67	62
	2	79	89	62	65	64
	3	48	81	92	64	65
	計	226	240	225	196	191
高岡向陵	1	168	212	252	223	214
	2	167	161	196	228	206
	3	145	154	154	187	214
	計	480	527	602	638	634
新川	1	69	119	118	80	85
	2	95	63	98	108	71
	3	95	92	63	91	104
	計	259	274	279	279	260
高岡龍谷	1	191	131	174	175	186
	2	163	186	123	166	167
	3	164	151	178	119	152
	計	518	468	475	460	505
富山国際大学付属	1	284	277	298	312	311
	2	225	274	262	283	304
	3	248	215	270	254	265
	計	757	766	830	849	880
片山学園高校	1	71	92	71	70	65
	2	96	70	88	68	68
	3	95	95	67	84	68
	計	262	257	226	222	201
全日制　計		5,506	5,418	5,445	5,430	5,497

【通信制】

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高岡龍谷	1					37
	2					0
	3					0
	計					37

【中学校】

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
片山学園中学	1	71	63	62	60	67
	2	78	68	64	61	58
	3	98	77	68	62	60
	計	247	208	194	183	185

学校法人清水町幼稚園の解散の認可について

資料No. ３

1　学校法人の名称	学校法人清水町幼稚園
2　所在地	富山市清水町８丁目１番21号
3　理事長名	石山　彰雄
4　解散の理由	令和６年８月に清水町幼稚園が廃園したことにより、私立学校法第109条第１項第３号の解散事由「目的たる事業の成功の不能」に該当するため
5　解散年月日	学校法人解散認可の日
6　資　産（R7.3.31現在）	０円
7　負　債	０円
8　残余財産の処置	残余財産なし
9　備　考	学校法人認可年月日　　昭和31年10月22日

富山医療福祉専門学校の目的の変更認可について

資料No. 4

<table>
<tr><td>1　学校の名称</td><td>富山医療福祉専門学校</td></tr>
<tr><td>2　学校の目的</td><td>学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律137号）、保健師助産師看護師（昭和23年法律第203号）及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき理学療法士、看護師及び介護福祉士として必要な知識及び技術を教授し、併せて豊かな教養と人格の涵養に努め、国民の保健医療福祉およびスポーツの充実発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>3　分野の名称</td><td>（新）医療専門課程、社会福祉専門課程、<u>文化・教養課程</u>
（旧）医療専門課程、社会福祉専門課程</td></tr>
<tr><td>4　位置</td><td>富山県滑川市柳原149番地9</td></tr>
<tr><td>5　設置者名</td><td>社会福祉法人周山会</td></tr>
<tr><td>6　校長名</td><td>小林　寿夫</td></tr>
<tr><td>7　課程・学科別修業年限及び生徒定員</td><td>
（新）令和8年4月1日施行
<table>
<tr><th>分野</th><th>課程名</th><th>学科名</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr>
<tr><td rowspan="2">医療</td><td rowspan="2">医療専門課程</td><td>理学療法学科</td><td>4年</td><td>30名</td><td>120名</td></tr>
<tr><td>看護学科</td><td>3年</td><td>40名</td><td>120名</td></tr>
<tr><td>教育・社会福祉</td><td>社会福祉専門課程</td><td>介護福祉学科</td><td>2年</td><td>40名</td><td>80名</td></tr>
<tr><td>文化・教養</td><td>文化・教養専門課程</td><td>スポーツウエルネス学科</td><td>3年</td><td>20名</td><td>60名</td></tr>
</table>
※作業療法学科は令和8年3月31日で廃科予定

（旧）令和7年4月1日現在
<table>
<tr><th>分野</th><th>課程名</th><th>学科名</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr>
<tr><td rowspan="3">医療</td><td rowspan="3">医療専門課程</td><td>理学療法学科</td><td>4年</td><td>30名</td><td>120名</td></tr>
<tr><td>作業療法学科</td><td>3年</td><td>0名</td><td>0名</td></tr>
<tr><td>看護学科</td><td>3年</td><td>40名</td><td>120名</td></tr>
<tr><td>教育・社会福祉</td><td>社会福祉専門課程</td><td>介護福祉学科</td><td>2年</td><td>40名</td><td>80名</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>8　授業時数</td><td>文化・教養専門課程スポーツウエルネス学科　1年次：488単位時間　2年次：530単位時間　3年次：510単位時間
計1,528単位時間（夜間学科基準　1年450単位時間）</td></tr>
<tr><td>9　教員組織</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>文化・教養</td></tr>
<tr><td>基幹教員</td><td>3名（基準3名）</td></tr>
<tr><td>基幹教員以外</td><td>0名</td></tr>
<tr><td>計</td><td>3名（基準3名）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>10　校地</td><td>総面積　26,936.12㎡（滑川市から借用）</td></tr>
<tr><td>11　校舎</td><td>総面積　8,414.33㎡（基準　1,350㎡）</td></tr>
<tr><td>12　校具、教具及び図書</td><td>トレーナーベット、ストレッチポール、心肺蘇生ダミー人形など校具・教具約390点、図書67点</td></tr>
<tr><td>13　経費及び維持方法</td><td>授業料・入学金・実験実習費・施設充実費・その他の収入をもって維持経営する。不足を生じた場合は設置者の負担とする。</td></tr>
<tr><td>14　変更の時期</td><td>令和8年4月1日</td></tr>
<tr><td>15　備　考</td><td></td></tr>
</table>

参考資料１

富山県私立学校審議会規程

第１条　この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第１７条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。
２　当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。
３　委員中に異議がないときは、第１項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第３条　会長の任期は、２年とする。
２　会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第４条　会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第５条　委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあっては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第６条　審議会は、会長が招集する。
２　前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第７条　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第８条　審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第９条　会長は、会議の議長となる。
２　審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めたとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。
３　前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条　議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条　採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いないで、記名又は無記名の投票によることができる。
２　議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条　審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合

(2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条　議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条　会長の印を、次のように定める。

長	学	富
	校	山
之	審	県
	議	私
印	会	立

第15条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和25年４月13日）から施行する。

附　則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和63年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成14年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成27年１月20日）から施行する。

富山県私立学校審議会運営内規

（目的）

第１条　この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（出退席の取扱い）

第２条　緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

２　前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

３　前２項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声が送受信できなくなり、復旧の見通しがつかないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

（確保すべき環境）

第３条　Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（書面審議）

第４条　緊急事態の発生により第２条第１項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

（雑則）

第５条　この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この内規は令和４年７月２１日から施行する。

参考資料２

〇私立学校法（抜粋）　　**（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）**
最終改正：令和五年五月八日法律第二十一号

（私立学校審議会等への諮問）
第七条　都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
２（略）

（議事参与の制限）
第十三条　私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

（解散事由）
第百九条　学校法人は、次の事由によつて解散する。
一　理事会の決議による決定
二　寄附行為に定めた解散事由の発生
三　目的たる事業の成功の不能
四　学校法人又は第百五十二条第五項の法人との合併
五　破産手続開始の決定
六　第百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令
２　理事会は、前項第一号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
３　第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない
４　所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない
５　清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

（私立専修学校等）
第百五十二条　第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十三条第一項において準用する」と読み替えるものとする。
２　第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十四条第二項において準用する」と読み替えるものとする。
（第三項～十一項略）

○ 学校教育法（抜粋）　　**（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）**
最終改正：令和六年六月十四日法律第五十号

第四条　次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一　公立又は私立の大学及び高等専門学校　文部科学大臣

二　市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県の教育委員会

三　私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県知事

（第二項～五項略）

第百三十条　国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第百二十四条、第百二十五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

○ 学校教育法施行令（抜粋）　　**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）**
最終改正：令和四年十二月二八日政令第四〇三号

第二十三条　法第四条第一項（法第百三十四条第二項 において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二 に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

（第一号～十一号略）

十二　私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

十三（略）

２（略）

令和６年度 第３，４回富山県公私立高等学校連絡会議の開催結果

〇第３回
日　時：令和７年１月22日（水）13:30～14:30
場　所：富山県農協会館　802会議室
出席者：経営管理部次長（座長）、私学関係者４名、県教育委員会６名、学術振興課長、　計１２名

（出席者からの主な発言・意見等）

〇令和８年度以降の公私比率について

- 前回の会議では、大まかな目安とする案を示したが、様々な懸念が考えられるという意見があった。
- 今後は公私比率を決めないで、公私設置者がそれぞれで定員管理を行うということで進めてはいかがだろうか。
- 公私比率を設定しないという方針で進めるのであれば、同じ土俵の上で生徒募集をできるように、２次募集のあり方を検討していただきたい。

〇第４回
日　時：令和７年２月４日（火）15:00～15:30
場　所：富山防災危機管理センター　研修室5-A
出席者：経営管理部次長（座長）、私学関係者４名、県教育委員会５名、学術振興課長、　計１１名

〇合意内容

・社会の変化や生徒の多様なニーズを踏まえ、公立・私立ともに、より柔軟な発想で創意工夫を凝らし、富山県の高校教育の魅力を一層高めていくため、

「令和８年度以降、公私比率は設定せず、各設置者が適正な定員管理を行うこととする。」

※県立高校の２次募集のあり方を含めた入試制度について、私学側の意見も聞きながら、見直しを含め教育委員会において検討していく。

参考資料３